

喜多方市現場代理人の常駐義務緩和の対象拡大について

令和5年8月17日
総務部契約管理課

喜多方市発注工事においては、「喜多方市工事請負契約約款」第10条第2項の規定により、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けるとともに、同条第3項の規定により「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」を定め、現場代理人の常駐義務の緩和を行っているところでありますが、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、令和5年9月1日から本基準を改正のうえ運用することといたしました。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

改正事項	改正前	改正後
現場代理人を兼務することができる工事の当初請負金額の上限	3,500万円	4,000万円
兼務する工事の当初請負金額の総額の上限	4,000万円 (災害復旧工事を含む場合は5,000万円)	5,000万円 (災害復旧工事を含む場合は6,000万円)
監理技術者の配置を要する下請契約の請負代金の合計の下限	4,000万円 (建築工事においては6,000万円)	4,500万円 (建築工事においては7,000万円)

- 3 適用の時期
令和5年9月1日から運用する。